

東神戸医療互助組合

7月からの班会等再開にむけた基本指針 ～ 新型コロナウイルス感染症拡大を受けて ～

2020年6月

東神戸医療互助組合 常任理事会／事務局

新型コロナウイルス感染防止の対策を最大限おこないつつ、互助組合らしい健康班会・脳いきいき班会・居場所活動を再開するために、参加者と主催者（お世話係）が守るべき内容をまとめた基本指針です。なお、青空健康チェックは、当面、自粛します。

7月から、この基本指針に準拠した環境が整えられる場合には、活動再開を準備してください。各支部・各班で実情にあわせた工夫をしていただきますよう、よろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染の危険を抑えながら、健康班会・脳いきいき班会・居場所活動に組合員のみなさんが安心して参加できるよう、主催者（お世話係）は、各会場施設管理者が定める規定を遵守し、なおかつ以下の内容をよく読み、徹底してください。

1. とりくみ開始の前に——感染防止策の徹底と周知

- ①別紙「ご参加のみなさまへ」を事前に参加予定者に配布するなどして、マスク着用・検温のうえ来場することなど、感染防止策を周知徹底する。
- ②「対人距離の確保」のためには参加人数をコントロールする必要があり、参加を想定する人たちに対して事前の参加申込を呼びかけ、主催者側で必要に応じて調整する。
- ③当日は、入口付近に手洗い場所を確保するか、アルコール消毒液等を配置する。ペーパータオルと持ち帰り用のビニール袋（ゴミ袋）も用意しておく。
- ④来場者の発熱の有無をチェックし（検温してこなかった人のため体温計も準備）、37℃を超える人の入場はお断わりする。
- ⑤別紙「参加名簿」を持たずに参加した人には、その場で住所・氏名・連絡先・体温を受付用紙に記入してもらい、参加者全員を把握する（名簿は最低6ヶ月保存）。

2. 対人距離の確保

とりくみのあいだ、常に対人距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）確保する。着席する場合の目安は、これまでなら3人並んで座っていたところに1人で座るぐらい。おおむね部屋の利用定員の1/3程度が適当である（最大限1/2）。また、対面となる内容の場合はビニールカーテンの活用もおこなう。

3. 禁止行為

直接の接触感染や飛沫感染等による感染を防止するため、大きな声を出すこと、歌うこと、息を吹く楽器を使用すること、汗をかいたり呼吸が荒くなるような運動、調理や会食（例えば、合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡、管楽器の演奏、ダンス、ヨガ、踊り、体操、身体接触をともなう運動、料理教室、会食を伴った会議や会合）などは禁止する。

4. 換気

屋内施設では、原則30分に1回5分程度、必ず換気する。窓が2方位に2カ所以上あることが望ましいが、窓がない場合でも、入口を開放して換気扇や扇風機を使用するなど工夫して、エアロゾルを排出する。

5. 利用場所・利用機材の消毒

接触感染を防止するため、多くの人に触れる場所（ドアノブ・机・イス等）は、それぞれの使用頻度に応じてアルコールで消毒をおこなう。

6. ごみ・排泄物の処理

トイレを利用したあとは、飛沫を防止するためトイレのフタを閉めて流すよう表示し、なおかつ利用者にあらかじめ注意を促す。使用済みのマスクや、拭いたあとのペーパータオルや鼻をかんだりしたティッシュペーパーは、ビニール袋に入れて密閉し、なるべく各自で持ち帰るよう呼びかけ、主催者側でも最後に残ったゴミ等をビニール袋に入れ密閉して処理する。

7. 利用者名簿の作成

万一、感染者が出た場合に備え、感染経路の特定を可能にするための措置として、参加者の名簿（氏名・連絡先が分かるもの）を作成し、当該のとりくみ後6か月間は保存する。なお、この名簿は感染が発生した場合には主催者から地域を担当する保健所など公的機関へ提出するものであることを明示しておく。

以上